

制定 平成24年9月19日 原規防発第120919007号 原子力規制委員会決定

緊急事態応急対策委員の職務についてを別添のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

緊急事態応急対策委員の職務について

原子力規制委員会設置法第22条第1項の規定に基づいて置かれる緊急事態応急対策委員（以下「対策委員」という。）について、その任務、行動等について次のように定める。

1. 対策委員の任務

対策委員は、原子力規制委員会の指示を受け、以下の任務を行う。

- (1) 原子力災害対策本部その他の関連機関への情報提供の要請を行う等により、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- (2) 事態に即応して技術的側面から必要な緊急事態応急対策について検討する。
- (3) 原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に派遣した対策委員からの調査報告又は意見等の情報を受けて必要な検討を行い、原子力規制委員会が行う、緊急事態応急対策に関する技術的事項の検討に関して支援を行う。
- (4) 即応センター及びオフサイトセンターに派遣された対策委員は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い原子力規制委員会委員長（以下「規制委員長」という。）へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力災害現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策に対し必要な技術的助言を行う。

2. 対策委員の招集

対策委員は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定される事象（以下「特定事象」という。）の発生の通報を受けた場合又は規制委員長が必要と認めた場合に、規制委員長が招集する。

3. 対策委員の現地への派遣

規制委員長は、特定事象の発生の通報を受けた場合には、対策委員のうち必要な者を即応センター及びオフサイトセンターに派遣する。

4. 対策委員の協議等

対策委員は、規制委員会の指示を受け、自らの派遣先において、必要な任務を行う。当該任務を遂行するため必要があると認められる場合は、別の対策委員と協議を行うこと、及び関係行政機関の職員その他専門家の意見又は説明を求めることができる。

5. 対策委員の招集の解除

原子力規制委員会は、特定事象の収束の状況等を踏まえ、招集を解除する。

6. その他

この決定に定めるもののほか、対策委員の招集、運営、訓練等に関し必要な事項は、規制委員長が定める。

附 則

この文書は平成24年9月19日から施行する。